

環境論考

渡辺 兵力

はじめに

一 基本的理解

(一) 環境の概念

(二) 主体と環境の関係

(三) 時間と空間

(四) 環境論的思考

二 人間環境の検討

(一) 主体の限定

三 農村の環境論的理解

(一) 農村空間

(二) 農家と村落

(三) 農家とその構造

はじめに

最近の環境問題に触発されて、環境とは何かということを考えているうちに、われわれの物の考え方がないし問題意識に重大な欠けている点があったと思うようになった。これまでのわれわれ、少なくとも筆者は以下に述べるような環境論的思考あるいは生態論的発想をあまりしてこなかった。この考え方は特定の環境問題を扱うときだけに有効な考え方というのではなく、あらゆる問題を科学的に扱う場合に欠くことのできない思考法ないしは問題意識であると気づきはじめてしたのである。いうなれば、環境論的思考は学問研究にとって、基本的な考え方の一つではな

いかと思うようになった。小論は未熟なものであるが、一、二節では環境論一般の考え方を、三節ではその応用を、一つの反省的試論として述べた。

一 基本的理解

(一) 環境の概念

環境という用語は以前から日常的な用語としても使われていたから、いまさらその概念を問う必要はないともいえるが、環境論的思考という問題を扱おうとするとやはり「環境とは何か」という問いからはいらざるをえない。ここではつぎの二つの抽象的な規定を手がかりとする。

- (1) 生物（主体）をとりまいていて、その生物との間に種々の相互的作用関係をもっている一切の外界（客体）をその生物の環境という。
- (2) 一定の価値観を前提として、主体的人間がきめた事物と何らかの相互関係をもつ外部諸条件の集合を環境という。

以上の二つの規定は同じことをいっているのだがその表現の仕方がちがう。環境という言葉を学術上の用語として使いだしたのは生物学の分野であろう。(1)の規定は生物学における理解を意識したい方であって、その意味で環境の一般的な規定である。

環境概念は生物の生存あるいは生活を認めたところで成立する。という意味は、ある生物が先にあって環境がある（その逆も同様）、と理解するのではなく、主体・生物と客体・環境とは常に同時に存在している。それが実態

であるという基本的理解にたっている。同じことの再言になるが、総ての生物（動物―人間を含む、植物、微生物）のあるところ必ずその環境がある。あるいは環境とは生物の生活する場である、というとらえ方をする。したがって、生物を知るにはその環境を理解しなければならない。また、ある場合には環境を知ることによって生物への理解が深まる。このように、生物と環境とを同時的かつ同次元でとらえて両者の関係を問題にしようというのがいわゆる「生態」（エコロジー）の考え方であらう。

(2)の規定は、何が環境かあるいは環境について何を問題にするのかといったことを決めるのは主体的人間であるという事実に着目した立場からの環境概念である。人類も生物一般の一員であるから、(1)の規定で主体・人間の環境を扱うことができるが、主体に人間を据える場合には人間以外の生物界は総て人間環境の構成一要因として扱うことになる。また、きわめて複雑な人間生存のための環境はその総てを一気に問題にはできない。現実にはある限定した環境を扱うことになる。そこで「一定の価値観」という表現をつけ加える必要があると考えた。しいていえば、(2)の規定は環境を社会科学の立場で問題にするときの規定の仕方である。

(二) 主体と環境の関係

(1)の規定で表現した「相互的作用関係」を主体・ X と環境・ E との関係として「 $X \rightleftarrows E$ 」というかたちの記号であらわすことにする。この関係における環境・ E は主体・ X の如何で異なるし、当然のことながら両者の間に働く作用関係の内容もちがう。したがって、環境を問題にする場合には必ずまず主体・ X を確認しておかねばならない。環境一般だけを取りだして問題にするのは環境論としては意味がないと考えるべきであらう。

「 $X \downarrow E$ 」関係とは生物が環境へ主体的に働きかけることを示している。生物一般がその環境へ働きかけるといふことは生物の「生きる」という行動に外ならない。生物はそれ自身が生物であるかぎり「生きつづけよう」と行動する。この生物の「生」の行動の具体的内容はきわめて多彩であらうが、およそ総ての生物に共通する、その意味で基礎的な「生」の行動とは、繁殖と採食との二つの行動といつてよい。

生物における繁殖とは、個体の生理的死を契機とする世代交替を介しての自己（個体）および種族の継承を実現していくという意味をもった「生」の行動と考えられる。これに対して生物の採食（栄養）は個体の栄養的再生産活動の遂行によって、自己の世代を生きていく行動である。生理的には個体を形成している細胞の生（増殖）と死との交替過程を実現していく行動ともいえよう。

生物は、この二つの基礎行動にさいして、自らの「生」に関わる外界（客体）を環境として感じとらねばならない。すなわち、外界から自らの環境を選びだす。この環境についての生物的自覚が生物の環境への働きかけの第一歩である。これを環境的自覚と呼んでおく。あるいは、生物の環境化過程といつてもよい。これを $X' \downarrow E'$ で示すことにする。生物はこの $X' \downarrow E'$ の働きかけを経て、つぎの具体的な行動に移る。それを $X'' \downarrow E''$ と表現しよう。したがって生物の働きかけ（ $X \downarrow E$ ）は、 $X' \downarrow E'$ と $X'' \downarrow E''$ という異質な二段階の働きかけの総合である。一般に、可視的な $X'' \downarrow E''$ を「働きかけ」とうけとりがちであるが、環境的自覚・ $X' \downarrow E'$ なくして具体的な働きかけ（ $X'' \downarrow E''$ ）は成立しない。この関係を採食についていえば、生物が自己の可食資源を発見するのが $X' \downarrow E'$ に当たり、それにつづく採食行為が $X'' \downarrow E''$ である。 $X' \downarrow E'$ 関係を環境の側からいえば情報の提供ということになる。情報がなければ生物は環境的自覚ができない。したがって環境への「働きかけ」（ $X \downarrow E$ 関係）が成立しないことになる。

ところで、生物はただ採食するだけでは生きていけない。生理的（栄養的）再生産過程としては消化と排泄という行動が必要である。消化行動とは、外界にあった食糧の主体化の過程と考えることができよう。すなわち、生物における環境の主体化という意味を「 $X \downarrow E$ 」関係はもっている。しかも、この主体化過程は消化だけでは完結せず、排泄行動が伴ってはじめて完結する。生物の排泄は明らかに外界への即物的な働きかけである。このように、生物の日常的な「生」の行動の主軸である採食行動（ $X \downarrow E$ ）は、可食資源の発見、採食、消化、排泄という一連の生理的行動の体系であると理解される。

主体・ X の環境・ E への働きかけによって環境は変化するが、それは採食と排泄という行動に起因する変化である。ところが、この二つの「働きかけ」は、発見（環境）と消化（主体化）という主体内的行動と結びついてはじめて成り立つ。「 $X \downarrow E$ 」関係として示した主体・生物の環境への働きかけは、実は以上のような複雑な構造をもった関係であって、この関係には必ず「物質とエネルギー」の流れが伴っている。これを「主体的行動」と呼ぶことにする。この「 $X \downarrow E$ 」という主体的行動に対応する環境の側の諸変化が「 $X \uparrow E$ 」関係である。採食についていえば、可食資源の減少と排泄物質の増加ということになる。このような環境の変化が契機となって環境自体の構造変化がおこる。すなわち生物の「生」の行動は、不断の環境変化を伴って遂行されていると理解される。それ故に、環境における変化の問題は重要な問題分野といえよう（後出）。

以上の「 $X \downarrow E$ 」関係の考え方を人間環境の問題に事例的にあてはめてみる。たとえば、資源の発見（ $X' \downarrow E'$ ）とその開発（ $X'' \downarrow E''$ ）、ここまでは在来の資源論あるいは開発論の問題視野ないし中心課題であった。そして、開発過程およびそれにつづく継続的な生産・消費過程における外界との物質とエネルギーの流れとくに各行程に生ず

る廃棄・排出の問題が、問題意識として欠落していた。近年における各方面の公害、環境悪化問題の発生は、上述した「 $X \uparrow E$ 」関係の発想の欠如に起因しているといつてよい。主体的行動は必ず環境の変化をもたらすという基本的認識が不足していたわけである。環境論的思考は生物の論理からの発想であるが、人間の経済活動の一種である企業の行動も原理的には生物の「生」の行動をモデルとして検討してよい。すなわち、主体的企業・ X とその環境・ E との関係として企業活動をとらえるならば、そこには上述した「 $X \downarrow E$ 」という基本関係が働いていると考えねばならない。

なお、生物個体に対してその環境はその外にあるもの、すなわち生物個体以外のものとしてとらえられる(1の規定)。この理解から、環境とは生物と全くちがったもの、たとえば、環境とは非生物すなわち物質系から構成されたものと考えがちである。しかし、この理解はまちがっている。生物個体にとって他の個体群は環境であるから、環境は物質系だけでできているものではない。また、環境問題視点という環境の側からの諸作用($X \uparrow E$)の方を重要視して、環境から主体を知ろうという方法論に偏重することがある。この考え方が度を越すといわゆる環境決定論的誤りにおちいる。もちろん、外界が生物の在り方をかえてしまう事実が珍しくないが、これはむしろ異常と呼ぶべき場面であって、正常なあるいはある期間継続している自然生態系にあつては、各生物と環境との間には安定した「 $X \downarrow E$ 」関係が実現している状態にある。

「 $X \uparrow E$ 」関係は主体の働きかけに対する環境の対応的作用を示しているが、必ず、「 $X \downarrow E$ 」関係がなければ「 $X \uparrow E$ 」関係は発現しないから、別のいい方をすれば「 $X \uparrow E$ 」とは主体・ X に $X \downarrow E$ という「働きかけ」をとらせることであるともいえよう。すなわち、環境側からの一方的な「 $X \uparrow E$ 」作用が存在するのではなく、主体的

行動があつて、その対応として「 $X \rightarrow E$ 」作用が生まれ、それが主体にとって意味のある環境となる。このような相互的作用関係を「 $X \rightarrow E$ 」と表現したわけである。

これと一見して似た関係に立地と呼ばれてきた関係「 $X \rightarrow S$ 」がある。たしかに立地的諸事実が認められ、それらを抽象化して立地の論理（立地論）が形成されているが、立地論的關係とは単一因子の一方的作用関係を問題にしているのであつて、複合因子の相互的作用関係を問題にする環境論とは全くちがった考え方にたった問題の扱いであつて、両者を混同してはならない。

(三) 時間と空間

前述したように、生物個体の「生」の行動の基本は繁殖と採食である。繁殖という行動は孤立した生物個体だけでは成立しないのが原則であろう。同種の異性の個体の存在が必要である。現存する一個体を主体に据えるならば、他の同種の仲間の個体は主体的個体にとっては一つの外界である。繁殖行動は、外界的個体への働きかけによって実現する。いい方をかえると、生物の繁殖は、個体のある種の集合状態があつて、そこで個体相互の間である關係が成立するという「場」において成立するものと考えられる。このことは、生物とは同種の生物が形成している一つの社会的環境において「生」の行動をつづけていけるもの、すなわち「生物は社会的存在である」ことを物語っている。すなわち、繁殖行動は生物社会空間ではじめて実現できる。なお、繁殖によって継承されたつぎの世代の「生」の場面で、その環境に非連続的变化があれば、その生物は生きつづけることができないかも知れない。このように、生物の「生」にとっては環境の連続性ないしは時間性が重要な要件ということになる。過去の時間は主体

の内に遺伝として関わりをもち、将来の時間は客体的環境の連続性に結びつく。以上のように、生物主体の繁殖は社会的空間と物理的時間との環境的諸作用のなかで成立する。

生物社会という環境は繁殖のときのみに興味をもつというものではない。採食にさいしても他の個体の存在がどうしても必要という場合（生物）が少なくない。むしろ採食行動もある社会環境のなかで実現しているのが常態であろう。採食の仕方は、その生物が何を食べるかによってちがう。すなわち、環境化の仕方がちがう。常識的に考えても、大半の植物は無機物質を栄養源としており、動物は植物か動物かを栄養源にして生きている。したがって、草食動物であれば、可食の同一植生空間を採食行動の「場」としているであろうし、肉食性の肉食動物は可食動物の分布を追って暮らしていよう。植生の悪い環境に棲む草食動物の採食行動空間は必然的に広いものとなり、その逆の場合には動物はあまり動かない暮らし方をしていよう。このように生物の採食にとって必要な空間的環境は主体の行動の如何と、また環境の側の在り方の如何によって規制される。

かくして、主体・人間にとっての環境とは、地理的・社会的空間性と、過去・将来的時間性に関わる存在であると考えられる。

(四) 環境論的思考

規定(1)、(2)における主体と環境との間の「 $X \downarrow E$ 」という関係を入力（インプット）、出力（アウトプット）という用語を使っているならば、すなわち「 $X \downarrow E$ 」関係とは主体から環境への入力、そして「 $X \uparrow E$ 」関係は環境の出力であって、主体と環境との間に「 $X \uparrow E$ 」という入・出力関係が成立する。この場合、環境・ E はある構造

をもったもの（主体・ X も構造体である）と考え、したがって、「環境とは、生物の働きかけ $\parallel$ 入力がある出力に変換する機能をもった構造体である」と定義できる。いわゆる生態学でいう生態系（エコシステム）という概念はこの出・入力関係で結ばれた一つの「系」を指しているよう。そして生物の生存にとっては「 $X \downarrow E$ 」関係がある期間安定的に継続していることが絶対に必要な条件である。

一定のあるいは安定した「 $X \uparrow E$ 」関係が持続するためには、入力と出力の間に何らかの釣合いが成立しなければなるまい。この場合の入・出力の釣合いとは、反対方向に働く物理的な力の均衡、いいかえれば静止的な釣合い状態ではない。主体・ X は生物であって不断の「生」の行動をしている。この生物の「 $X \downarrow E$ 」（入力）行動と釣り合うためには環境・ E もまた動いて「 $X \uparrow E$ 」（出力）作用を発揮していなければならない。このように相手とともに動いていながら生まれる釣合いの状態である。しかも、ここでの動きは、主体・ X はもとより、環境・ E の側でも、たんなる理学的運動だけでなく、「生と死」（ $\parallel$ 生命）を含むところの「生」の行動としての運動である。このような「動き」は、静止的均衡状態を想定し、しかもその瞬時的成立を理論の基調にしている、これまでの諸科学の考え方は扱いがたい対象といえよう。一般に、均衡という用語で表現してきたものとは異質な対象である。一定の「 $X \downarrow E$ 」関係がつづいている状態をここでは動態的調和と仮称しておく。すなわち釣り合った「動き」を調和と呼ぶことにする。前述したように、主体と環境との間に生まれる入力・出力関係の内容は、種々の「物質とエネルギーの不断の流れ」である。この流れの方向、流量、流速および流れるもの等が総て一定をたもつことによって釣合いが成立している。あえて均衡という用語を使うならば「調和的均衡」とでも呼ぶべき状態である。すなわち生物はその環境との間に調和的均衡をたもつとき「生きている」ことができる、と理解される。この均衡が崩

れると、生物は「生き方」をかえねばならない。

西欧から輸入された思想で教育されたわれわれは、その専攻分野の如何にかかわらず、学問研究にさいしてつぎのような態度をとってきいていたといえないか。すなわち、研究にさきだち観察対象あるいは問題領域を限定して、その視野内で生起する諸事象を調査、観察、分析して、そこでの諸関係を計量化するかあるいは形式論理的にその意味内容を説明することによって、学問研究としては問題を解明できたと考えてきた。そこでの基本的論理は因果律であるが、ある問題領域内で因果関係の成立を説明できれば、それで良しとしてきた。このような理解は今日の科学・技術研究における研究者が共通にもっている一種の哲学と呼んでよからう。これを仮りに部分的合理主義と呼んでおく。ところが前述した調和的均衡といった想定から出発しようという環境論の問題の仕方は、従来の部分的合理主義の哲学では処理しかねる世界のように思える。いわゆる生態系という考え方は、個々の「生物・環境」の関係をサブシステムとして、その間に生ずる物質とエネルギーの流れを次々と追求して、遂には生物一般とその全環境とを含む広大な循環構造の存在をトータルシステムとして想定している。しかも、全生態系における流れの回路は地球という限定された空間のなかで閉じた回路であるという基本認識にたっている。このような考え方を生態系的自然認識と呼んでおこう。これはこれまでの常識的な自然認識とはいささかちがった認識の仕方である。この生態系的自然認識の立場で自然を科学的に見ていく態度は、「因と果の連鎖」をつぎつぎと追っていき、観察領域が拡張られて收拾がつかなくなるのではないかと案じられるが、限定した領域外の事象には敢えて目を閉じてきた従来の部分的合理主義とは全くちがった発想といえる。これを、「総合的生命主義」の哲学と呼ぶことにする。生命主義といった所以は、生命をもつ生物を主体に据えて万物を見ていこうという点にある。これまでの科学・技術が

抛つてたっている部分的合理主義を否定することはできないが、これだけに頼っている考え方にはやはり欠けた点があったといえよう。今後は、「総合的生命主義」の立場からの考え方を積極的にとり入れていく必要があると考へる。これは生物学の分野にのみ有効な考え方ではなく、あるいは今日の環境問題の究明にとつてだけ有用な思考法でもなく、社会科学を含む総ての科学的思考の一つの基本になる思考法とうけとるべきではないか。

〔注記〕 この章の考え方については、今西錦司著『生物の世界』（弘文堂、一九四一年刊）から多くの示唆をうけた。

二 人間環境の検討

(一) 主体の限定

人間を主体・ X においたときのその環境・ E を人間環境(E_m)という。このときの「 $X_m \downarrow E_m$ 」関係の内容は、どのような人間を想定するかによつてそれぞれがうであらう。これは規定(2)で「一定の価値観」云々と述べたことにもかかわる問題である。環境との関連で人間を限定する仕方にはいろいろな見方があるが、ここではつぎの二つの視点を想定する。

(1) 「生活」視点による限定

ここに「生活」というのは人が生きていくために行なう一切の行動の総称である。したがって、行動視点といつてもよい。人間の「生活行動」を(A)個体生理的行動と(B)社会的諸行動に大別する。前者は、人間の生理的行動の立場から環境との関係を問題にする場合である。(A)の行動は人間個体の行動であるから、生物学における個体生理的視点と同じ考え方や方法がとられることにならう。最近の大気汚染、食品汚染問題等はこの(A)パターンの問題分野

における環境問題である。問題に対する第一次的接近は医学、生理学的知見、方法で行なわれる。後者は人間の諸行動の一定の社会・経済関係のなかで遂行されるという意味で社会的諸行動といった。人間環境問題の大半は主体・人間の働きかけから発生する。いわゆる自然保全、環境整備等々はいずれも(B)の立場から扱うべき問題であろう。第一次的接近は技術工学がうけもつことが多いが、社会科学的接近が重要な役割を果たす問題分野である。

(A)と(B)を区別したい場合あるいは区別が無意味な場合もあるが、一般には(A)か(B)かその立場あるいは視点を明らかにしてかからないと環境を適確にとらえられないことになる。また、主体・人間の行動すなわち「 $X \downarrow E$ 」関係の実態の解明を重視すべきであろう。(A)生理的行動にはむしろ生理的反応と呼んだ方がよいものもあるが、(B)社会的行動の方はまさに人間の主体的行動であるから、「 $X \downarrow E$ 」関係の実態究明が重要である。その場合に、「 $X' \downarrow E'$ 」すなわち主体の環境的自覚の実態を明らかにすることを軽視してはならない。ややもすると、具体的な「 $X'' \downarrow E''$ 」関係だけに留意することがある。いずれにせよ、「 $X \downarrow E$ 」関係の観察を省略して、すぐに「 $X \uparrow E$ 」関係あるいは特定の環境を抜きだして問題にする考え方は環境論的思考としては妥当なやり方ではない。

(2) 住民視点による区分

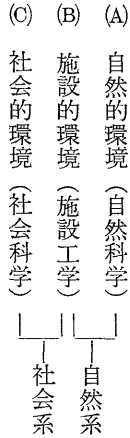
人間は何処かに居住している住民であろう。したがって人間環境を問題にするときはどういう状態の住民についての環境を問題にするのかという点を明確にしてからねばなるまい。大別すれば、特定地域の住民か、地球住民(人類)かという区別がある。今日では後者のマクロ的環境問題も重要な問題になっているが、ここでは前者だけを考えている。すなわち、いわゆる特定の地域住民の環境問題である。

ここでは、地域住民を①個人、②集合、③集団、④不特定多数者の四つの状態に分ける。①はある地域に居住す

る個々人、②は住民一般、③は特定の集団に属する住民、④はある地域に居合わせた人々、という意味である。③についてはさらに細分が必要であろうし、①については個人の属性による細分を要する場合もある。いずれにせよ、①④の主体・住民はそれぞれの環境的自覚の仕方がちがうと考えられる。地域が同じであれば、その人間・住民環境も同じと考え、環境条件だけを対象として、第三者が勝手に環境を限定して検討する態度は妥当ではない。主体・住民の自覚している環境とは何か、すなわちまず「 $X' \rightarrow E'$ 」関係の実態をとらえなければならない。それがその地域の人間環境であって、その構造構成要因間の関係や動向を検討していくのが、正しい環境論的接近であろう。

(二) 人間環境の領域

きわめて多様な内容の人間環境を、環境研究を担当する科学分野のちがいに着目してつぎの三つの環境領域に分けて理解していく。とはいえ、主体への環境的作用($X \rightarrow E$)は各領域が別々に機能するのではなく、相互が関係し合っている総合的機能として主体に作用する。



昔から日本では科学を自然科学と社会科学とに大別する慣行になっているが、近年の科学的進歩はいわゆる科学技術を中心として大きく発展してきた。この分野を施設工学と総称することにして、施設的(物的)環境という領

域を設定するのが現実的と考えた。しかし、施設の諸環境の形成や諸施設に働く作用は自然力（自然科学的法則性による諸作用）であるから、(A)と(B)とをまとめて自然系的環境と呼び、それを純自然、半自然といった区別でとらえるのも有意義と思える。施設の環境の大半は人為的に形成された物的環境であり、それと主体・人間との関わり合いが現実化する場面では、主体は必ず社会的存在としての人間ということになる。したがって「 $X_m \downarrow E_m$ 」の関係では(C)社会的環境を無視できない。そこで(B)と(C)とをまとめて社会系的環境と呼んで理解するのも有効であろう。

これまでのところ、ごく大雑把にみると、人間環境・ E_m の悪化や保全が問題視される場面では専ら自然的環境が注目され、他方環境整備といわれるときには施設の環境に関心が集中してきた。そして、社会的環境が環境問題の中では軽視されてきた。しかし、このような理解の仕方は全く間違っている。(A)、(B)、(C)のいずれも人間環境として同等に重要な領域であると考えねばならない。この三領域の相互関係の解明が重要な課題であろう。主体・人間は常にある社会的環境にかこまれている存在である。いいかえれば、社会的環境の中で自然・施設の環境に働きかけている。したがって社会的環境がちがっている場合、主体・人間と自然・施設の環境との間の環境的相互関係($X_m \downarrow E_m$)は同じではない。(C)の環境を軽視ないし捨象して、人間と(A)、(B)環境との関係のみを問題視するのは、一、二の例外をのぞいては、意味のない問題の仕方というべきである。

(三) 自然系について⁽¹⁾

ごく常識的にいって、人間社会と区別される世界を「自然」と総称してよいであろう。自然は各種の小自然界から構成されている。気候、海洋、山野、生物、土壌等はいずれも一つの自然界で、それらは大気、水、鉱物、生物

等々自然構成要素からできている。そして各要素相互の間には複雑な理学的、生物学的諸作用が働いていて、おたがいに関係し合っている。この自然界に働く諸作用を規制し、秩序づけているものを、「自然法則」と呼んでいる。いいかえると自然には各種の自然法則による物質とエネルギーの流れが常に存在している。このように自然は動態的な一つの「系」(システム)としてとらえるべきものと理解されている(生態的自然認識)。

われわれが日常的に呼んでいる自然とは、一定の自然法則が働いている、ある状態として存在している自然の姿を指しているよう。たとえば、寒冷な気候、豊富な資源、美しい山野等々のことを自然という。これを「状態的自然」と呼びたい。他方、自然の動きの方に着目して、むしろ自然の変動を自然ととらえることがある。これを「作用的自然」といい、自然界のいま一つの在り方と理解する。自然とくに(A)自然的環境としてとらえる自然系は、状態的自然と作用的自然との両面をもった「自然」でなければなるまい。前者は自然の恒常的側面であり、後者は変動的側面である。「自然」はこの二つの側面をもつて存在している。恒常的といっても静止的ではなく、常に循環的流れを含む動いているものである。すなわち、恒常的な動きが一つの状態となっている。このように「自然は動くものである」ことが、生物の環境(資源)になりうる所以である。

(A) 自然的環境(人間環境としての「自然」)について考える場合に、人間と自然とのかかわり合いのちがいによって自然を区別しておくのが有効であろう。

① 天然的自然(天然)、人間環境の埒外の状態的自然および人為的制御ができない自然現象(作用的自然)を「天然」と呼ぶことにする。このなかには生物の生存を許さない無機的自然空間と、生物も自然構成の一員として生活している有機的自然空間とが含まれている。天然的自然界(例、極地、砂漠)は直接的な人間環境外

の自然空間であるが、天然的自然現象（あるいは自然諸作用）の方は人間環境的な種々の影響を与えるもの（例、気候、気象）があるから、間接的な人間環境要因として扱うべき場合がある。

② 人為的自然、具体的な「 $X_m \downarrow E_m$ 」関係をもつ自然界がこれである。すなわち、(A)自然的環境というときの自然はすでに何らかの「 $X_m \downarrow E_m$ 」関係がある自然で、それ故に人為的と呼ぶわけである。いいかえれば主体・人間によって環境化された自然が人為的自然である。建設されたダムや堤防、耕耘された農地、植林された林地等々は総て人為的自然である。しかし、人為的自然（諸施設）にも常に自然法則が働いており、静止的ではない。したがってある一定の状態の人為的自然を維持するには人為的な保全を必要とする。

③ 人工的自然、それまでの自然界に存在しない類のもの（製品）を人為的に創造することがしばしば行なわれる。これを「人工的自然」と呼ぶことにする。人工的につくりだした自然という意味である。各種の生理的毒性をもった物質が「自然」の循環過程で運動している今日の状況（人間環境の悪化）では、この人工的に加工されたものに対しても自然法則にもとづく諸作用が認められる。問題はその自然法則が人為的制御の埒外にある場合である。農薬の多用に原因する重金属類の循環運動がその一つの事例であろう。

以上、主体的人間に対立する客体的自然を三つの相として指摘したが、前にも触れたように、自然は物質とエネルギーの流れであって、その「流れ」の過程で各種の結合（生産）と分解（消費）とが不断に生起している。このように、「自然」を静止的にとらえるのではなく、動的にとらえる立場から、たんに自然といわず「自然系」と表現した。

自然系の主要な「動き」を環境論の立場から類型化するとつぎのようになろう。

- (i) 自然の相の変化
- (ii) 自然の理学的諸変化
- (iii) 生態系における回路の変化
- (iv) 生物個体の増減

(i) は天然的自然から人工的自然へと、自然の環境化に伴う相の変化を指している。人類の進化とはこの種の自然相の変化の歴史であつたといつてよい。また、今日、開発と呼ばれていることの大半は(i)のパターンの自然相の変化である。(ii)は、異常気象、洪水、地震等々の大きな非可逆的な作用的自然変動を指している。もちろん、自然の理学的変化には周期性、可逆性をもつた小さい変化が多い。しかし、それらは自然系レベルの大きい動きではないとした。(iii)と(iv)とが(A)自然的環境としてとくに注目すべき変化であろう。すなわち、人間の生存にかかわり合いのある生物が(iii)と(iv)によって変化し、いままでと異なつた状態的自然があらわれると、主体・人間にとって生存に関わるような事態にならないともかぎらない。(ii)は総じて局地的に発生するが、(iii)と(iv)が持続的におこると、広い範囲の人間環境悪化をもたらすおそれがある。要するに、環境的自然系にあっては、物質とエネルギーの「流れ」がその基調にある。

(四) 環境の変化

恒常的な動きをつづけているある状態的環境がそれまでとはちがつた動き方をするとき、それを環境変化といつてよからう。環境変化の直接的要因を問題にする場合、主体の働きかけの如何が原因となつておこる変化と環境の(2)

側に原因があつて生ずる変化とがあるが、環境の変わり方について問題にすると、変化の時間性と空間性に留意する必要がある。

その原因の如何にかかわらず、「 $X \uparrow E$ 」関係がかわることによつて主体は環境の変化を自覚する。したがつて客体的外界に変化が生じて、主体が環境的自覚をしなければ、それを環境の変化とはいえない場合がある。ともあれ、事象の変化とは時間にかかわる現象である。一般に、時間については、短期・長期、一時的・持続的といった概念を使つてとらえ、問題化する。そして、事象（状態）の復元性の有無が問題になる。すなわち、「環境変化」という場合は、それが主体の対応（ $X \downarrow E$ ）に変化をもたらさないかぎりには意味のある変化とはいえない。そこで、主体とのかかわりの如何で、一般的な変化のパターンを整理するとなつていこう。

- (i) 一定の方向性をもつた持続的变化（例、増減、累積諸現象）
- (ii) 規則的ないし周期的变化
- (iii) 復元性のある不規則变化
- (iv) 復元性のない大規模变化

外界を客観的にみれば、(i)、(ii)型ともに変化であるが、その方向性、規則性が主体にとつて予知できる場合には、主体はそれに合理的に対応（ $X \downarrow E$ ）できることになり、それを変化とはうけとらないかも知れない。また、たとえ予知（ $X' \downarrow E'$ ）できても、変化の速度や規模が大きい場合には、主体が対応し切れないことがおこるであろう。しかし、(i)、(ii)型とも主体が予知できる可能性があり、また変わり方が連続的であることが特色である。たとえば、近年の過疎問題とは、地域人口減少という一定の方向性をもつた外界変化に起因して、その減少速度があまりに激

しいために、地域住民の「生活」諸行動($X \downarrow E$)の調和が崩れたところで発生していると理解できる。

これに対して、(iii)、(iv)型変化は総じて主体が予知できない突然的变化であり、これが発生すれば「 $X \downarrow E$ 」関係がかわるのが原則である。ただ、外界変化に復元性のある場合には、復元後は前と同じような「 $X \downarrow E$ 」関係が成立することもあろう。したがって、外界には変化過程があっても、主体側からは環境変化はないとうけとることがある。(iv)型が本格的な環境変化であって、明らかに主体は生き方をかえねばならない。そのできない主体・生物は死滅することになる。環境変化における時間性の問題の第一は、この将来時間の問題であって、とくに変化の予知の如何が重要な課題となる。

人間環境の問題としては、過去時間すなわち歴史、という時間が重要な環境要因の一つである。あらゆる生物個体は遺伝形質をうけついでいるという点で、生物的歴史の尾をひき乍ら存在している。したがって、生物は主体的個体の発生のときにすでに歴史的環境とのかかわり合いをもっているが、ここでは、主体的個体の日常的「生活」において、一般に環境対応に「馴れる」という過去時間の累積の側面と、伝統、慣れ、習俗等のかたちで、個体が生きている社会的環境の過去時間の蓄積の側面との両方を含めて、歴史的環境と呼ぶことにする。

環境における時間とはメトロノームで計られる物理的時間だけが問題になるのではない。「時が解決する」という諺言で表現されるような時間、あるいは文学や演劇のなかで表現されている時間のように、主体に対して何らかの作用を与える時間（あるいは「間」といった方が適切な時間）が環境的作用をもつことがある。これを作用的時間環境と呼んでおこう。

環境変化では時間性が問題になるが、状態的環境の場合にはむしろ環境の空間性が中心的課題となろう。空間と

は「位置と広さ」を要件として構成されたもので、生物の採食行動にも一定の広さが問題になり、人間の住居においても広さという環境要件が重要である。しかし、環境変化にとっても空間性を無視できない。すなわち、変化の生じる「位置と広さ」の如何で、主体の対応の仕方がかわらざるをえない。環境変化の空間性という側面で重要な視点は、変化の波及という現象である。自然系環境についていえば、物質とエネルギーの流れの回路の変化という側面である。すなわち、自然系における変化をたんに限定した物理的空間の個別の変化としてとらえるのではなく、一つの変化がいくつかの小自然界にまたがる広くかつ複雑な変化をひきおこすという波及機構の存在を想定して、その波及ないし循環のメカニズムを問題にしようという、環境変化のとらえ方である。最近の生態学が提示している諸問題には、この種の多次元空間における「流れ」の変化の指摘が多い。これは、たんなる物理的空間ではなく、前述した作用的時間と同じ意味での作用的空間としての環境変化と呼んでよからう。

以上は、主として自然系環境の変化を想定して、時間性と空間性とを問題にしてきたが、社会系環境についても同じように時間性と空間性が重要な側面と考えられる。すなわち、社会系環境の諸変化のメカニズムを科学的に明らかにしていく問題が人間環境論の重要課題であろう。諸集団、法制、あるいは経済、教育といった社会的諸環境の変化の機構と法則性の究明が是非とも必要である。いままでは、この側面の問題をややもすると近代化の一言で片づけてきたくらいがあった。

(四) 主体の対応

人間環境の対象を限定して、それを外界（客体的環境）の一現象として観察することは科学的に可能である。け

れども、環境論の立場からは、「 $X \rightarrow E$ 」関係がかわり、それによって「 $X \downarrow E$ 」関係が変化してはじめて環境変化が実現すると考える。したがって、外界変化が生じて、主体の如何ではそれを変化と評価しない場合がある。このように、「環境変化」の主体側のうけとり方あるいは意味は、主体の側の「思考と行動」のあり方によってちがうと考えられる。そこで、環境との間の「 $X \rightarrow E$ 」関係の安定化、調和の状態を実現するためには、環境の側をかえることも一つの条件であるが、それよりも主体側の対応能力の如何が重要な条件であると考えることができよう。生物とその生育環境との間でもこの点は同じようにいえよう。環境の諸変化と調和的に対応できる生物は繁殖し、それができないものは消滅していくことになる。そして、生物一般における進化とは、主体・生物がより広い外界を自己の環境へと拡げてとりこんでいく姿ではないか。

今日、生存している人間についていえば、広い意味での、経験、教育、学習といったことの蓄積によって環境諸変化への調和的対応ができるような主体的能力が向上しよう。すなわち、環境問題一般が提起され、その解決が問題化されているときに、ややもすると外界としての客体的環境の側にのみ問題を求め、主体・人間の側が軽視されがちのように思える。これは、環境論的思考あるいは問題意識からいささか逸脱した考え方といいたい。もっと、主体の側を見据えた環境論的検討が必要ではないか。

注(1) 自然についての考察としては、拙稿「農業における自然」(『経済発展と農業問題』、昭和三四年掲載)参照。

(2) 環境変化の主体的要因との関係については、拙稿「環境と農業・その農学的理解」(『日本農業技術懇談会年報』第8号、昭和四八年掲載)参照。

三 農村の環境論的理解

(一) 農村空間

日常用語としての農村を殊さら規定する必要はないし、これまでは農村と非農村との厳密な区別をすることの必要もなかった。ごく常識的に、いわゆる農家が多く居住しているところを農村と呼んでいた。ところが、近年にいたり農家だけの居住地域は次第に姿を消し、非農家居住者が増えてきて、最近の農村を混住社会と呼ぶような例もでてきた。このような農村の変化に伴っていろいろな問題が台頭してきたため、改めて「農村とは何か」を問うことが必要になってきたといえよう。しかし、この課題にはそう簡単に答えられない。ともあれ、農村は、そこに居住している人々（住民）の生活環境であるから、農村の本質を環境論的な考え方によって検討してみることができると答である。

規定(A)・農家が主要な成員である地域社会が農村である。

規定(B)・いくつかの村落が隣接して集合している空間が農村である。

規定(A)は常識のない方であるが、「農家」概念が明確でなければ、この規定は正確といたがたい。規定(B)の方も同様に「村落」概念をはっきりさせておく必要がある。農家と村落との検討はしばらくおき、ここでは、

規定(C)・地域住民が「農村」として環境的自覚をする範囲内の地理的・社会的空間を農村という、
という規定の仕方からはいつてみる。すなわち、「住民（主体・X） $\downarrow$ 農村（客体・E）」の関係としてとらえる。

住民の環境的自覚は住民行動と表裏の関係にあるから、住民行動という視点から、あまり範域のはっきりしない

「農村」と呼ばれる空間を検討しておくという接近の仕方が一つの試みとして成り立つと考えられよう。一般に、ある地域住民はほぼ一定の空間のなかで「生活」している。個々人について詳しく観察すれば、それぞれの固有の行動空間は様々であろうが、ある地域住民の間で、ほぼ共通する日常生活行動空間を観察し、それを確認することはできる。いわゆる通学・通勤圏、買物圏、医療圏等々の指摘がそれである。農村居住者のこれらの行動圏域は、その人々にとつての生活環境的空間である。その空間のなかには、常識的に考えても非農村的空間（都市空間）も含まれているが、それを除いた空間（＝農村的空間）についてつぎのような分画が可能であろう。すなわち、農村住民の、(A)₁日常生活空間と、(B)非日常生活空間との区別である。前者をさらに細分して、(A)₁働く空間と、(A)₂暮らしの空間に分け、後者の方も住民が足を入れることある空間(B)₁と殆ど足を入れない空間(B)₂に細分できる。普通に農村というとき、(A)₂暮らしの空間（地理的には居住区）だけを指している場合もある。一方、常識的に農村地域といわれる地域にはかなり広い(B)非日常生活空間あるいは無住空間が含まれている。むしろ、このことが農村地域のつの特徴的特色である。

近年の一般的な動向として、農村住民の(A)日常生活空間は農村地域内では縮小化して、反面それが域外に向かつて拡がっていく傾向にある。いいかえると、域内の非日常生活空間が相対的に拡がってきていることになる。このような、住民の生活空間構造の変化が近年の農村の環境問題の基調になっている。他方、非日常生活空間の方については農村地域外の住民からの需要（余暇・緑地資源）が増加してきている。

すなわち住民との関係でみると、農村地域は二つの異質の空間に分化しつつあり、そこに、地元主体的問題と広域主体的問題とが併存している。この動向は、将来の農村空間の保全問題にとって重要な課題を提起することにな

ろう。

前述の(B)の規定は「農村は村落（農業集落）を構成単位としてできている」という理解にたっている。事実、日本の大方の農業集落は隣接する集落との間に地理的境界があり、それぞれ固有の領域をもっている。⁽¹⁾今日ではもはや境界がはっきりしないところ、あるいは境界があっても地元住民の「生活」にとって何ら意味をもたないところもあるが、原則として、農業集落には境界と領域があつて、これが住民の生活行動をいろいろな側面で規制している。すなわち領域は村落的生活環境の固定的枠組みであつた。したがつて、農村を環境論的にとらえようというときは、動態的な生活空間の分化と、固定的な各集落の領域との両面を確認しておく必要がある。

(二) 農家と村落

規定(A)における「農家とは何か」という課題をどう考えるか。今日のところ一応公認されている農家の規定は統計調査の単位としての農家である。しかし、これはあくまでも統計単位を識別するための規定であつて、農家の主体的規定あるいは実態的な農家のとらえ方ではない。農家を「生活」する主体と認めるかぎり、農家の側の自己規定はどうなのか、を問うことが必要であらう。ここでは、農家の主体的規定の実態について述べる準備がないので、ただ問題の提起にとどめたい。

前述してきた(一)(一)項、環境の概念、環境論的立場からこの問題を扱うならば、農家(主体・X)を、その生活環境・Eとの関係においてとらえなければならない。一般に、生物個体は同種の生物で形成されている生物社会の場において生存できるものと考えてきたが、これと同じように考えて、農家(主体的個体)を、農家が「生活」

し存続している場（村落）との関係をとらえて、それを規定するという方法がとりえよう。このような考え方にたつてここでは農家をつぎのように規定してみる。

規定(D)・農家とは、お互いに一定の土地（地所）を保有しているという事実にもとづいて生まれたところの、ある社会関係を結び合っている「家」である。

この規定の仕方は、個々の農家の属性（例、耕作の事実、耕作地規模等々）にある限定を加えて、農家を定義するという統計調査上の規定とは次元がちがう。農家を生物個体のように考えて、それ故に農家はその所属する環境的社会的の成立と同時に成立するものであるという考え方にたった規定である。この点が環境論的規定と称する所以である。

ここでの重要な認識は、(1)「土地保有⁽²⁾」という事実と、(2)それをお互いに認め合っている「家々」がすなわち農家、という二点である。小論での保有という用語は、人と土地との関わり合いの継続という点、および土地を持ち、かつ使うという関係の二つを要件としている。たんなる所有という持ち方ではない。したがって、「土地保有」の相互的な確認もまた一時的なものではなく、長い期間（数世代）にわたってつづいている状態である。この継続的「土地保有」という事実を認めるならば、農家はいわゆる生活共同体としての家族（所帯）というだけでなく、存続性のある「家」であると理解せざるをえない。

以上、相互的「土地保有」の社会関係を構成している成員を「農家」と規定したが、そのような社会関係を集団構成原理としている社会集団は何か、それが村落⁽³⁾である。すなわち、

規定(E)・村落とは、土地を保有しているという事実を、集団の成員の要件とするというルールが集団秩序の根底

にあるような地縁的基礎集団である。⁽⁴⁾

このように、農家概念と村落概念とを表裏の關係としてとらえる。かくして農家という生活主体にとって村落は基礎的環境である。農家が一生活主体として存在し、存続しつづけている「場」がすなわち村落であるから、村落なくして農家は「生活」できない。逆に、農家なくして村落もまた存在しえない。そのような村落を構成単位としているところ（空間）がすなわち「農村」である（規定A・B）。

(三) 農家とその構造

農村における「生」の行動主体の単位を農家とし、その基礎的環境を村落と考えてきたが、そこで、環境論的アプローチとしては、生活主体・農家の構造を明らかにしなければならない。

現存している個々の農家は、これを主として農業で家計をたてている家族（ファミリー）としてとらえることもできるが、先祖代々つづいている「農家」という事実の側面に着目すると、これはいわゆる「家」である^{いえ}と理解すべきであろう。したがって、農家とは、「制度的家」と「所帯的家族」という二面をもった生活単位（構造体）と考えられる。

「制度的家」とは、縁約的關係を主軸として⁽⁵⁾伝承してきたという事実、すなわち歴史的に受けついできたと觀念された「家」を、その属する社会が制度的に認めたものを指している。したがって、農家の制度的家の側面の構造と機能とは社会（集団）がちがえばそれぞれちがう。日本の農村社会でほぼ共通すると思われる「家」の側面の構造構成要因を抽象化すると、

(i) 伝承された家柄（歴史）

(ii) 先祖より受けついだ家産（土地）

(iii) 「家」を代表する人格としての家長（人）

の三要因をあげることができよう。

本来、「家」においてはその歴史性が重要であろう。「家」の歴史を今日の時点で観念的に表現しているのが(i)「家柄」である。この家柄における歴史性とはたんに時間の経過を意味するものだけでなく、その属する村落社会の歴史のなかでの各「家」の社会的位相（ステータス）を内容としているものである。一般に一つの家族の各所帯員を統柄によって位置づけるのと同じように、村落社会での各「家」の位置が「家柄」で公認されているといえる。これが村落の成員の諸行動を秩序づけているから、「家柄」が農家行動の環境的機能をもっている。そしてこの観念的「家柄」に対する即物的条件が(ii)「家産」であり、この両者の人格的統一の担い手、したがって農家的「家」の行動主体が(iii)「家長」である。すなわち「制度的家」の機能の担い手は「家長」である。

農家的「家」の家産の内容は土地だけではないが、土地（地所）を家産の基本的なものとするか否かが、農家的「家」と非農家的「家」とを分ける一つの重要な指標と考えるべきではないか。農家の持つあるいは関係する土地にはいろいろの地目があるが、その総てが家産的土地であるとはいえない。家産的土地とは、規定(D)・(E)のように、「保有」という関わり合いで農家が土地と関係しているその土地のことである。あるいは各農家が制度的家の立場で持っている土地、といってもよい。今日の農家はこの家産的土地保有という関係とはちがった関わり合いで他の土地と関係している。すなわち、経営手段的土地利用、あるいは財産的土地所有、というかたちで関係する土地もあ

ろう。しかしこれらは、所帯的家族としての農家が主体となって土地と関係している側面である。すなわち、農家と土地との関係には、制度的家との関係（土地保有）と所帯的家族との関係（土地所有、利用）との二面が併存している。前者は相対的に固定的で、後者は可變的であろう。

家産的土地保有の(i)保有期間、(ii)対象地目については一般的に規定できないが、(i)については先祖代々から末代までもといった数世代にわたる期間、将来に向かってはできれば永遠にという願いをこめた持ち方が「保有」であると想定している。保有する土地の規模はそれぞれの家柄に見合ったものであることが条件となろうが、(ii)すなわちその地目の限定は地方によってちがうと考えている。ただほぼ全国に共通する家産的地目は農家の宅地（家屋敷地）であろうと想定している。宅地の外に、墓地、耕地、山林の一部が家産的地目に扱われる場合も少なくない。要するに、各農家（制度的家）が主体的に家産として認めている土地は、本来変換することなく、世代を通じて受けつがれるべき土地である。もしこれを各「家」で勝手に動かせば、その農家の属する村落社会に一つの混乱をもたらす。それ故に、各農家の家産的土地は守らねばならない。そのような土地感の⁽⁶⁾対象となる土地がすなわち「家産」である。

近年における農家の土地感⁽⁶⁾は次第に変化してきているよう。財産（資産、商品）的土地といつてよい土地感が相対的に強くなってきたかと思われる。このような、農家と土地との関係の仕方、したがって農家の土地感の変化が確認されるならば、これこそ農家・村落（農村）の変質の最も基本的な側面であると考えている。

「家」は存続しなければならない。これが「家」の基本的機能である。農家における「制度的家」は世代交代に伴う家督相続によって受けつがれる。これは恰も生物における繁殖に似ている。ところが、「家」の存続は孤立し

た一つの「家」では困難な場合が多い。その場合に「家」は血縁的分化（本・分家関係の形成）あるいは姻縁的協同（親戚関係）によって、いくつかの「家」の集団をつくり、それら「家」集団の仕組みのなかで個々の「家」の存続を実現しようとする。この種の「家」集団は多くの場合、タテ社会の原理を制度化あるいは慣行化して集団の秩序を形成している。農家的「家」という個体は、村落社会という基礎集団のなかで、さらにこの「家」集団という小環境をもっている。しかし、今日みられるところの血縁、姻縁的「家」集団は必ずしも農家・村落固有の社会環境ではないのではないか。⁽⁷⁾むしろ長い期間にわたり封建的権力体制支配のなかで農家・村落社会が「生きつづけて」いくための、環境（権力体制）への適応の結果として、支配層であった武士社会の社会制度的環境を村落のなかにとりいれてきたと解釈される。いずれにせよ、今日の日本の村落では、基礎集団としての村落社会のなかに、いくつかの血縁・姻縁的「家」集団が併存している。そこでこの「家」集団の環境的作用（ $X \uparrow E$ ）が変化すれば、個々の農家的「家」もいろいろと影響をうけよう。

「家」の存続は世代交代だけでは実現しない。現に生活している所帯的家族は「生活」をつづけていかねばならない。農家という「所帯的家族」は、所帯員（所帯主を含む）、土地、経営を構成要因とする一つの構造体である。すなわち、農家は原則として土地（農・林地）を経営して、そこからの生産・所得によって所帯・家計を賄っていかねばならない。これが農家の日常的「生活」である。この側面は生物でいえば採食に匹敵する。この生活行動遂行の最小の集団が所帯的家族である。一般のすなわち農家以外の「家」も所帯的家族として生活しているが、農家は農林業生産に依存して「生活」している点が非農家と異なるところである。いいかえると、農林業という土地の面的利用に依存した「生活」である。そのために農家は村落域（領域）という空間的環境に種々の規制をうける。

すなわち農家の所帯的家族の側面の行動では、村落の地域性が重要な要件になる。すなわち、日常生活行動空間、その空間での土地利用が最も重要な環境への働きかけであろう。本来、土地利用すなわち農家の日常生活行動は、個々の所帯的家族毎に行なわれているが、個別家族単位では独立してやりえないものもある。その場合に、村落社会という基礎集団の行動として遂行される。いわゆる「村仕事」と通称される諸々の行動（例、総寄合、祭り、道普請等々）がこれである。また、共有地への入会（例、薪拾い、草刈り等）も同じ原理によるところの村落の協働的、機能發揮機構といえよう。これら、村落の日常生活行動にかかわる協働的行動にさいしては、前述の「家」を単位とする「家」集団のタテ秩序原理とはちがひ、むしろ各所帯単位のヨコ秩序が原理になっていた。すなわち、一戸の所帯的農家は相互に社会的には対等の単位であつた。⁽⁸⁾

要するに、農家という個別生活体は制度的家と所帯的家族との二つの側面をもつた構造体であつて、前者は、できうれば超時代的に永続することを願つて生きつづけようとしており、後者は家族の日常生活の実現を目指して行動している。前者は村落社会をその環境としている主体であるが、後者は家族の「生活」の仕方が個々の村落を超える空間に拡がっていけば、むしろ社会経済一般を環境として生きている。このように、農家の長期的な生活の場と短期的日常生活の場との間の分化あるいはズレが、今日の多くの農家「生活」に一種の不安と困難とをもたらしている。

「制度的家」の維持には家産的土地との関係の存在が絶対に必要である。他方、「所帯的家族」の生活には必ずしも土地と以前のような関わりをもたなくてもよくなつてきている。にもかかわらず、農家の大半は村落空間に居住している。すなわち、「農家」として自他共に認め合つて生きていく限り、「村落」のなかで住みつつ、働き・暮

らしていかなければならない。ここに、今日の農家（主体）がその環境との「X↕E」関係において、重大な矛盾をもつようになつてきた要因がひそんでいよう。いいかえると、今日の農家は其所帶的家族の「生活」の面では、非農家家族のそれと同じ「生活の原理」により多く従つてきているにも拘わらず、その本来の「制度的家」として生きていくには依然として村落という基礎集団の秩序原理に従わねばならないのである。

こうした矛盾（環境との間の不調和）を克服する方向なり、条件なりが問われなければならないが、そのためには農家の本来の生産・所得活動が拠つてたつてゐる農業を、その環境との関係として徹底的に検討する必要がある。換言すれば、土地保有という村落社会成立の基本的、原理的關係と、土地利用という農業生産の基本的行動との間にどのような關係的原理が働いているのか、この課題を究明しないかぎり、今日および今後の「農家」の生き方が解明できないと思われる。

X X X X

以上の敘述では表題の内容を十分に説明していない。また、主体として据えた「農家」についての理解の仕方も簡単に失する。とくに農家と村落との関わりについてより多くを語らねば、筆者の主張した（一、二節）環境論的農家・村落理解にならない。この点はつぎの機会に再論することとして小論はここで筆をおく。（四九・一一・三〇）

注（一） 一九七〇年「世界農林業センサス」の農業集落調査結果を参照。

（二） 「土地保有」という用語について若干の説明を加えておく。第一に、ここにいる「土地」とは農耕地だけではなく、農村地域の総ての地目を含む土地一般を意味する「土地」である。以前は「地所」と通称されていた言葉に該当する。第二に、所有といわず「保有」という言葉を使った所以は、近代法的所有概念ではなく、土地を持ちつづけるということの意味をもつた、「土地」の持ち方をあらわしたい、という点にある。筆者はかつて人と土地の基本的な關係の仕方に、所有、保全、加工、利用の四つの關係があることを指摘したが（『本誌』二四卷四号、二二二～二三四頁）、「土地」を持ちつづけるにはそ

の土地と以上の四つの関係をもたねば実現しない。とくに土地保全関係が「保有」という事実の成立にとって重要である。「土地」の維持・管理(保全)を伴わないたんなる所有、さらに「土地」の利用をしないような所有は、「保有」ではない。

- (3) ここでいう村落とは、地域住民(農家)が限定した地理的、社会的空間のことであって、地理的なフィジカル・サイドと社会的なノンフィジカル・サイドとを総合した用語概念である。なお、村落の「構造と機能」については拙稿「農村の地域単位・村落」(『本誌』二四巻一号)参照。

- (4) 日本の村落(社会)の本来の成員(「家」)の条件は、その村落域内に居住しているという事実だけではない。一般にいう、「ムラいり」あるいは「在所まじわり」がどういふ条件でできるかという点は地域によってあるいは村落毎にちがうが、ほぼ共通するところは、一定の条件をもった「土地保有」という事実の村落社会内での公認ということであろう。他方、住民個々人については、その村落の「家」で生まれた者は総て「ムラびと」である。このことが村落を基礎集団とする所以である。村落住民は、「ムラびと」であることによってはじめて農家としてすなわち、農村住民として「生活」することができるといふことは村落を環境として生きていくことであり、それ故に当然村落から種々の規制($X \rightarrow E$)をうける。また、農家は村落に働きかける($X \rightarrow E$)ことができる。結局、「 $X \rightarrow E$ 」関係が成立し、それが存続している事実と状態とが、「村落がある」(実在)ということに外ならない。

- (5) ここで縁約的關係(Kinraku)といったのは、「血縁ないし擬似的血縁の原理を中心として、いわゆる契約のかたちでも参加する集団関係」のことである。すなわち、親族的(Kin)と契約的(Contract)とを併せて、「縁約的」と表現した(シュー著、作田・浜田共訳『比較文明社会論』参照)。

- (6) 農家の土地感という用語については、拙稿「土地と人間の間」(『ジュリスト』五三三三号)を参照。要するに、土地に対する農家の思考、評価、情感の総称である。

- (7) 血縁・姻縁の「家」関係の規制は、今日の農村社会に特有のものとはいえない。都市社会生活者の「家々」にもその原理は貫かれ、機能している。とくに冠婚葬祭の場合における「家」関係秩序は日本のあらゆる社会に共通するものといえてよからう。

- (8) 村落社会における基礎的な秩序原理については、実証的研究が必要であるが、小論の想定は、一応拙稿(注(3))に同じ)で述べた。なお、この問題については守田志郎著『小さい部落』(昭和四八年刊)参照。(研究員)